ドナーミルクの利用拡大についての意見書

ドナーミルクは、低出生体重児や母親から十分な母乳を得られない新生児が健やかに成長する上で重要な役割を果たしており、母乳由来の栄養の補給に加え、壊死性腸炎等の予防に有効性があるとして、新生児医療の現場で国際的にも広く活用されている。

一方、我が国では、ドナーミルクは食品にも医薬品にも該当せず法的位置付けが明確ではなく、診療報酬の対象ともなっていないことから、ドナーの募集やドナーミルクの保管等に関する経費の多くを母乳バンク運営団体が、ドナーミルクの利用料を医療機関がそれぞれ負担している状況にある。

また、ドナーミルクを提供する母乳バンクは国内でも３箇所に限られ、供給体制は脆弱であり、加えて、ドナーミルクの意義や安全性、母乳バンクの役割に対する社会的認知度も、その重要性にもかかわらず十分とは言えない状況にある。

こうしたことから、ドナーミルクの安定的な供給体制の確保や利用環境の整備は十分に進んでおらず、ドナーミルクを利用できる医療機関も限定されている。

よって、国におかれては、低出生体重児等の命を守り、ドナーミルクの利用拡大を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１　ドナーミルクの安定供給及び母乳バンク運営団体・医療機関の費用負担の軽減を図るため、ドナーミルクの法的位置付けを早期に明確化するとともに、必要な診療報酬上の措置を講ずること

２　母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理やドナーに対する各種検査並びに医療機関における利用に要する経費について、財政支援を講ずること

３　ドナーの確保及び利用施設の拡大に向けて、ドナーミルクの意義や安全性等について、国民及び医療機関に対する普及啓発を推進すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年１１月９日

殿

愛知県議会議長
島倉　誠

（提　出　先）

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）